

重層的支援体制整備事業における 具体的な支援フローについて

※ 本資料については、担当部局における現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得るので留意されたい。

1. 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

Ⅰ 相談支援

- ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

Ⅱ 参加支援事業

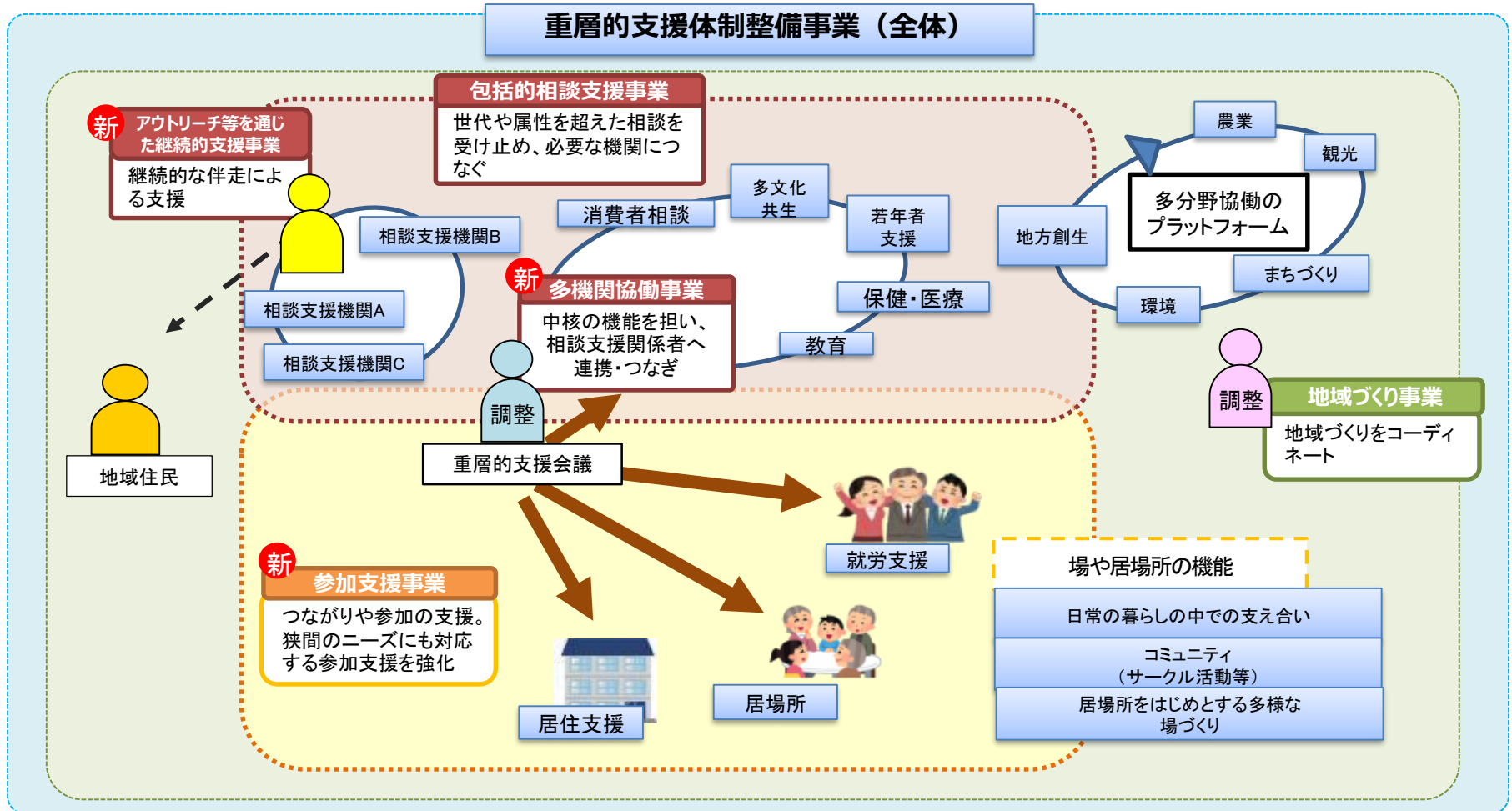
- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
- （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
（※2）就労支援、見守り等居住支援 など

Ⅲ 地域づくり事業

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

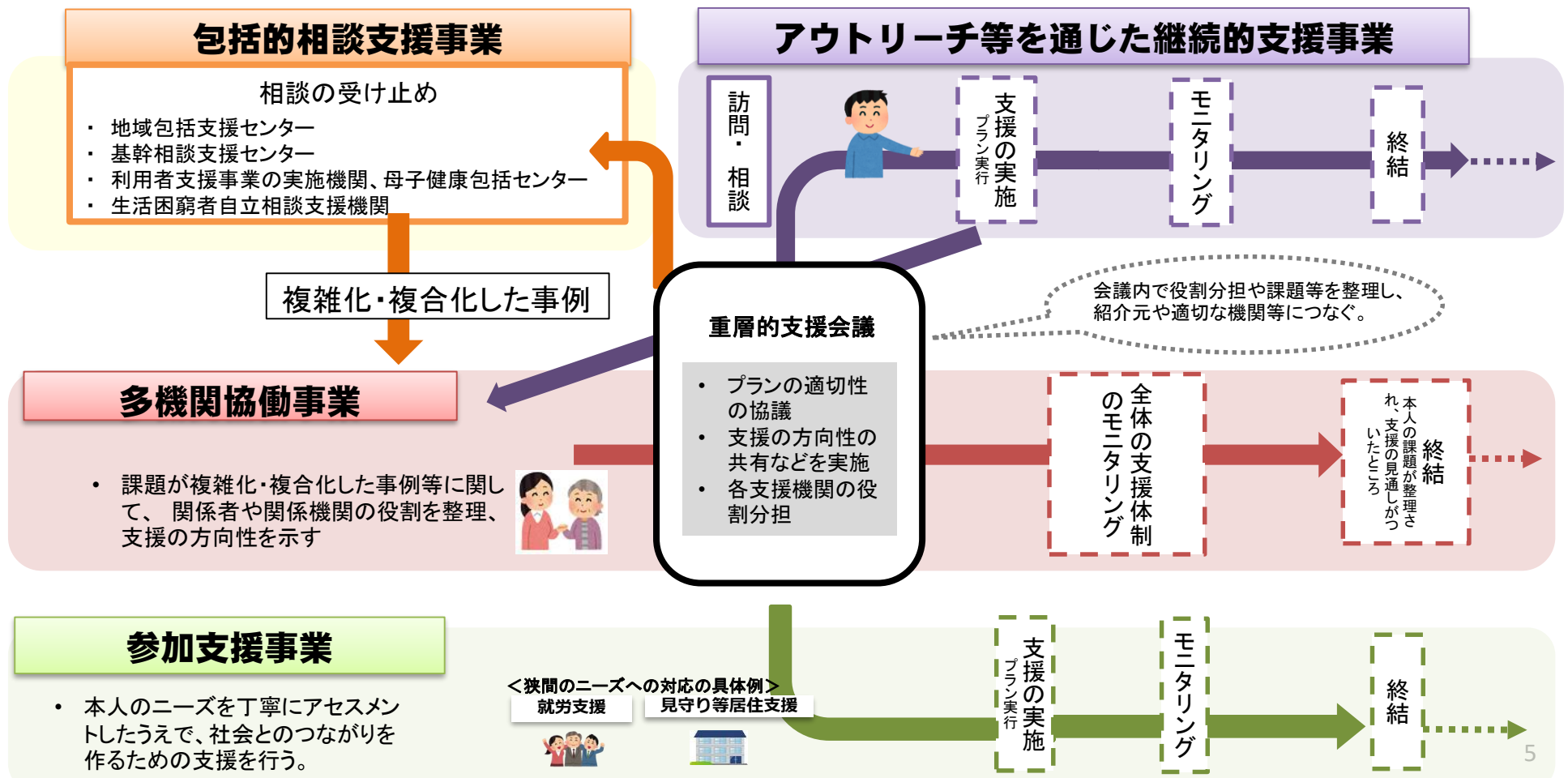
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



2. 重層的支援体制整備事業における 各事業の支援フローについて

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



(1) 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

○ 支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

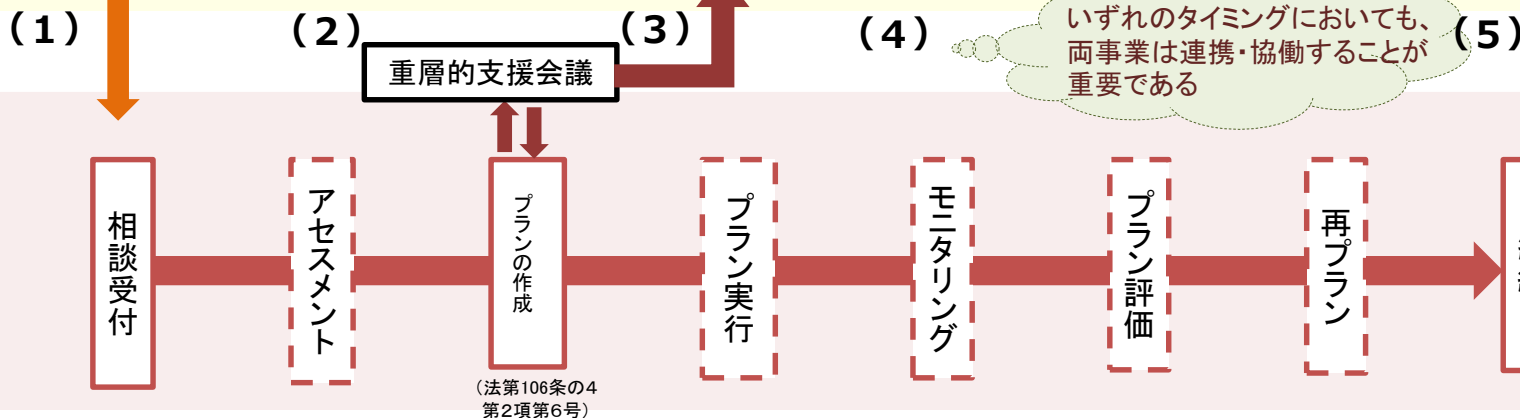
包括的相談支援事業の支援フロー

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で全地域住民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、包括的相談支援事業においては、属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止めるほか、複合的な課題を抱えており関係機関間による役割分担の整理や支援の総合調整が求められる事例に関しては、多機関協働事業につながることが求められる。
- また、事例の内容に応じて、重層的支援会議に出席し多機関協働事業によるプランの妥当性を検討するほか、多機関協働事業からの依頼に応じて、必要な情報を収集したり、本人や世帯の再アセスメントをすることが求められる。
- 包括的相談支援事業と多機関協働事業の連携は、相談受付から終結まで継続的に続くものであるが、特に、下記の5つのタイミングにおいて適切な連携を図ることが求められる。（※詳細は次頁参照）
 - (1) 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）
 - (2) 重層的支援会議での協議
 - (3) 多機関協働事業から紹介元へのつなぎもどし
 - (4) プラン実行中の連携
 - (5) 多機関協働事業による支援終結後のつなぎもどし

一〇六条の四第2項第1号
包括的相談支援事業

一〇六条の四第2項第5号
多機関協働事業

- ・地域包括支援センター等における相談支援（介護保険法第115条の45第1項～3項）
- ・障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者への相談支援（障害者総合支援法第77条第1項第3号）
- ・利用者支援事業の実施機関における相談支援（子ども・子育て支援法第59条第1号）
- ・生活困窮者への自立相談支援（生活困窮者自立支援法第3条第2項）等



1. 包括的な相談の受け止め

- 包括的相談支援事業においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め話を聞く。
- 受け止めた相談者のうち、当該支援機関のみでは解決が難しい場合には、支援関係機関と連携を図り対応するほか、事案によっては適切な支援関係機関へつなぐことが求められる。

2. 多機関協働事業へのつなぎとその後の展開

(1) 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）

- 複合的な課題を抱えており、課題の全体像を俯瞰したうえで解きほぐしを行う必要のある事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、多機関協働事業に支援を依頼する。
- 多機関協働事業に相談者をつなぐ際には、多機関協働事業の利用申込（本人同意）をとる。
- なお、利用申込（本人同意）を得る際には、多機関協働事業の概要や考え方を丁寧に説明するほか、必要に応じて本人と多機関協働事業者が直接会って話しをする機会を設けるなどの丁寧な対応が求められる。
- 多機関協働事業は、基本的に本人・世帯に対して個別支援を行うものではなく、支援関係機関の役割や支援の方向性を整理する役割を担う。しかし、必要に応じて多機関協働事業が直接本人と会い、情報収集を行ったり支援を行うこともあり得る。
- また、基本的には多機関協働事業がアセスメントを行うために必要な情報は、包括的相談支援事業を含めた支援関係機関が収集する。しかし、多機関協働事業が直接情報収集した方が望ましい事例に関しては、この限りではない。

(2) 重層的支援会議への参加

- 重層的支援会議には、支援関係機関には、原則として包括的相談支援事業の実施者も参加することが望ましい。
- なお、参加者は多機関協働事業者が定めるものであり、重層的支援会議の構成員は事例によって異なることが想定される。
- 重層的支援会議で検討した結果、紹介元の包括的相談支援事業が主担当として支援を行うことが望ましいと判断された事例については、包括的相談支援事業者に戻される。このタイミングで多機関協働事業による支援は終結となる。

(3) 多機関協働事業のプラン実行中の連携

- 多機関協働事業による継続的な支援が行われることとなった場合には、多機関協働事業のプランに基づき支援を行う。
- 包括的相談支援事業が支援の主担当でない事例であっても、多機関協働事業からの要請があった場合などは支援に関わるほか、状況が一定程度改善した後に再び包括的相談支援事業による支援が開始されることも想定し、体制整備を行うことも重要である。
- なお、多機関協働事業からの依頼に応じて、本人・世帯に関わる情報を収集することが求められる(プラン実行中のみならず、他のタイミングでも依頼はあり得る)

(5) 多機関協働事業による支援終結後のもとし

- ❑ 多機関協働事業による支援が終結した場合には、多機関協働事業の判断により適切な機関につなぐこととなる。当然、支援内容に応じて包括的相談支援事業につなぐ場合も想定される。
- ❑ 多機関協働事業による支援の終結やつなぐ先の支援機関に関しては、重層的支援会議で決定するものであることから、原則、包括的相談支援事業も参加しその後の方針を検討することが求められる。
- ❑ また、繰り返しになるが、多機関協働事業による支援終結後、包括的相談支援事業が継続的に支援を継続することも想定されることから、日頃より連携することが重要であるほか、終結後に適切に支援ができるよう事前に体制整備を行うことが重要である。

3. 包括的相談支援事業の実施に当たっての要件

- ① 世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止める。
- ② 多機関協働事業から要請があった場合に関しては、重層的支援会議に出席し、プランの妥当性や支援の方向性などについて協議をする。
- ③ 多機関協働事業に相談者をつなぐ際には、多機関協働事業の利用申込(本人同意)をとる(※)。
- ④ 多機関協働事業からの依頼により、本人や世帯などから情報収集を行い多機関協働事業に共有する(ただし、多機関協働事業が継続的に支援をしている事例に限る)。

※ 本人に対して、多機関協働事業の役割や考え方を丁寧に説明することが重要。また、本人に不安感が大きい場合には、本人と多機関協働事業が直接会って話しをする機会を設けるなどの丁寧な対応が求められる。

(2) 多機関協働事業

多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

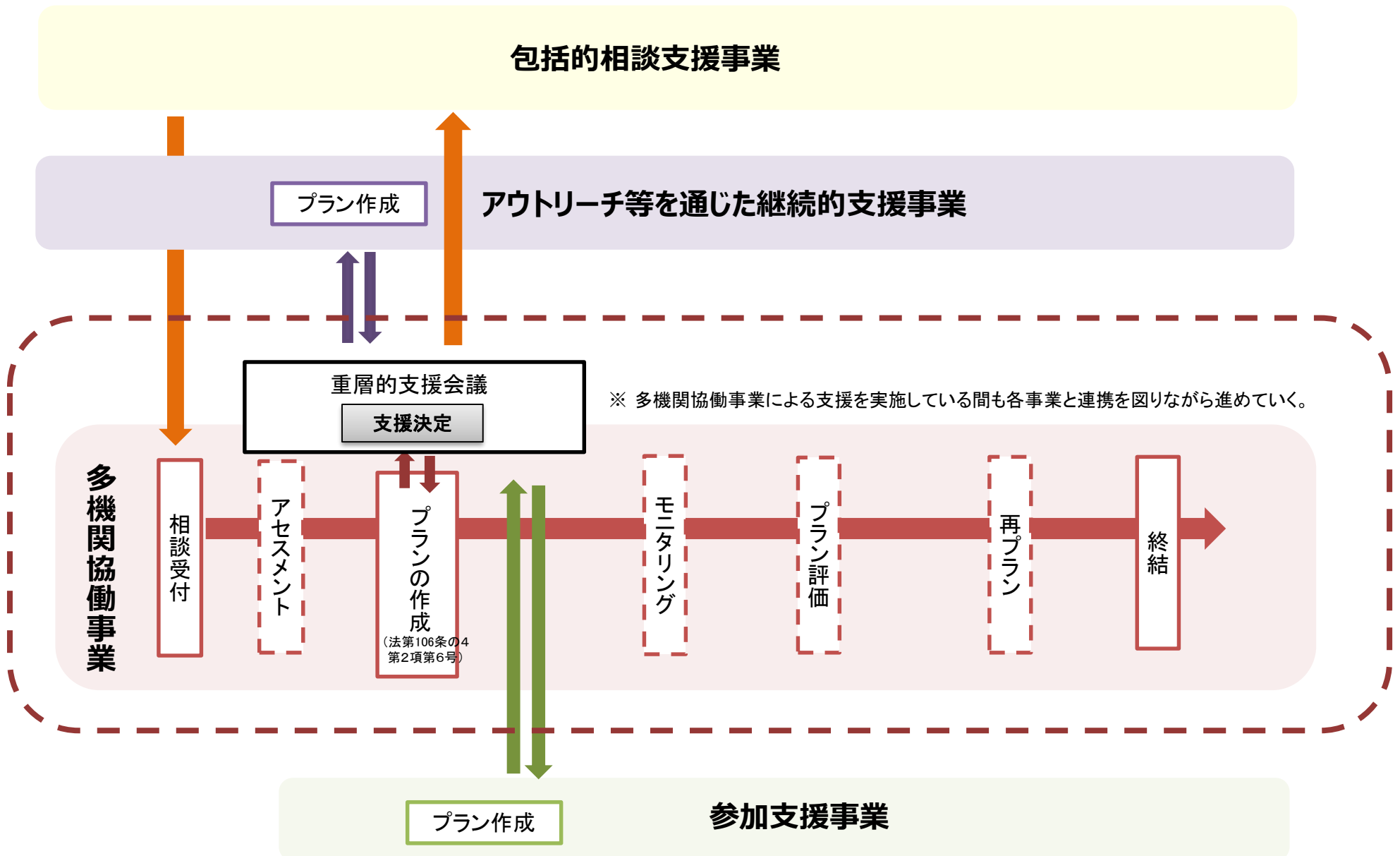
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の支援フロー



1. 役割

- 多機関協働事業は、複合的な課題を抱えており、課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う事業である。
- なお、支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理する役割を担う事業であり、基本的には直接の個別支援は行わない。

2. 支援対象者

- 複合的な課題を抱えており、
 - ・ 単独の支援機関では対応が難しく
 - ・ かつ各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者を支援対象者と想定する。

3. 支援の展開

(1) 相談受付

＜基本的考え方＞

- 複合的な課題を有していたり、支援関係機関による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業が相談を受け付け、支援を行う。
- 上記に該当しない事例などが多機関協働事業につながった場合には、つなぎ元の機関と協議した上で、必要に応じて元の支援関係機関に戻す。
- この際、多機関協働事業は、支援の必要がある時にはいつでも依頼してほしい旨を伝えることが重要である。
- 多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、本人は多機関協働事業への利用申込(本人同意)を行う。基本的には、紹介元の支援関係機関が、本人から利用申込をもらう。しかし、多機関協働事業の利用申込に不安がある場合などには、多機関協働事業が直接本人に会って説明をする等の丁寧な対応が求められる。

＜アウトリーチ等を通じた継続的支援事業からの相談受付の考え方＞

- ひきこもり者などへの支援を行うアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、その事業の性質上、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と本人との信頼関係が形成されアセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が多いと想定される。
- したがって、多機関協働事業者は、支援開始前からアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連携を密にはかることが重要である。

(2) アセスメント

- 多機関協働事業が本人・世帯の状態を把握し、アセスメントをするために必要な情報(見立ても含む)は、包括的相談支援事業をはじめその他適切な支援関係機関に依頼する。
- しかしながら、多機関協働事業が本人から直接、情報収集やアセスメントをした方が良い場合には、直接自宅を訪問したり面接を行う。
- 収集した情報は、多機関協働事業がインテーク・アセスメントシート(標準様式)にまとめるほか、必要に応じて重層的支援会議に提示する。
- また、早期に参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につないだ方が良い事例の場合には、プラン作成前であっても連携を図る。

(3) プラン作成

- アセスメントの結果を踏まえ、プランを作成する。
- プランは、支援関係機関の役割や支援の方向性を整理するために作成する。すなわち、支援関係機関との連携や協働の円滑化を図るために作成する。
- また、参加支援事業およびアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合も、多機関協働事業がプラン上で利用することを明記し、支援決定を受けた後でつなぐこととなる(※)。

※ 既述のとおり、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もある。

(4) 支援の実施

- 支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、チームによる支援が円滑に進むよう支援を行う。
- 重層的支援会議による支援の状況を把握、必要があれば情報を集約したり再度支援の方向性を整理する。

(5) 終結

- 支援終結の考え方としては、本人の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割について合意形成を図ることができた時点で、中核機能による関わりは一旦終わりとなる。
- ただし、支援終結後に本人の状況や環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや関係機関の整理が必要となった場合には速やかに支援を再開する。
- したがって、支援の終結後も必要に応じて支援機関と情報共有等ができる体制を整備することが重要である。

(3) アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

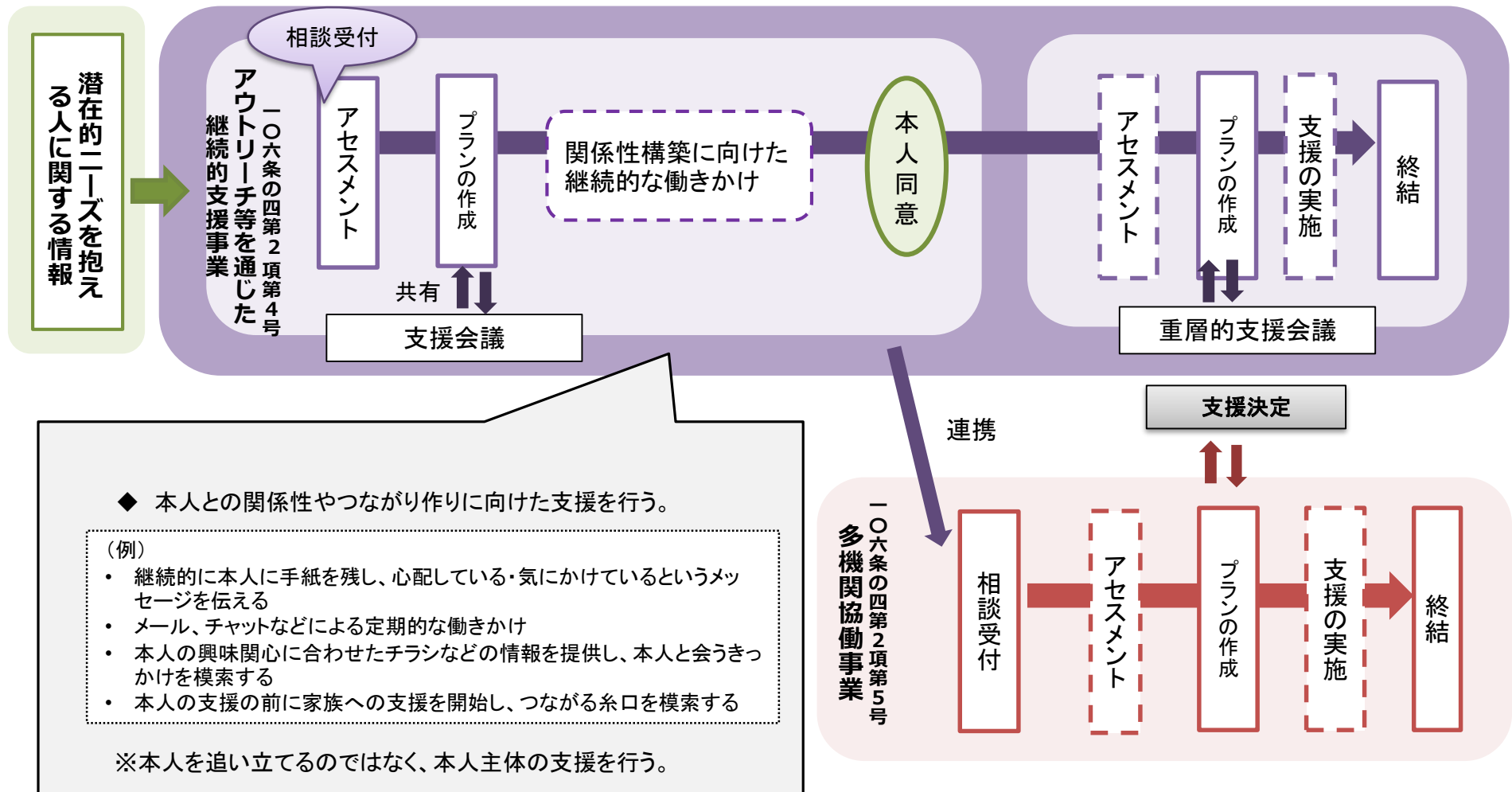
(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける**
各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援フロー

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。
- 本人と直接関わりを持った後、本人が適切な支援関係機関につながった段階で支援は終結となる。
- なお、本人と直接関わりを持つことができた後は、原則、多機関協働事業と連携を図りながら支援を行う。



1. 基本的考え方

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。
- 具体的には、支援者が直接自宅などを訪問し、本人に必要な支援を届けることを目的として行うものである。
- 加えて、市町村全体で包括的な相談支援体制を構築するにあたり、継続的につながる機能を強化していくための役割の1つを担うものでもある。

2. 支援対象者

- 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などが想定される。

3. 支援の実施

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援内容は大きく3つに分かれる。

- 潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、関係機関(者)と連携し、つながりの中から相談者を発見する。【会議や連携を通じての情報収集】
- ニーズを抱えている人に直接支援を届けるために、自宅訪問などを含めた本人のところまで赴き支援を行う。【家庭訪問】
- 本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や適切な支援機関につながるものが困難な人に対して、自宅訪問などを行い、外出支援や適切な支援機関(支援の入口)につなげる。【家庭訪問、同行支援】

4. 本人に直接出会う前の支援

- 潜在的な相談者に関する情報がアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者に入り、支援が開始される段階では、本人が支援を受け入れる状態に至っていることは想定し難く、本人同意を得ることが困難な事例が多いと想定される。
- したがって、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は、本人に情報提供をしたり関係性の構築に向けた働きかけを行いながら、直接、本人と出会うためのきっかけをつくるために、関わり続けることが求められる。

(例)

- ・ 継続的に本人に手紙を残し、心配している・気にかけているというメッセージを伝える
- ・ メール、チャットなどによる定期的な働きかけ
- ・ 本人の興味関心に合わせたチラシなどの情報を提供し、本人と会うきっかけを模索する
- ・ 本人の支援の前に家族への支援を開始し、つながる糸口を模索する

- また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は支援にあたり必ずプランを作成し、支援会議の中で情報共有を行い支援の妥当性等を検証する。

5. 継続支援

- 本人と関係性を構築し、直接会うことができた後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討する。
- また、本人同意が得られたのち、多機関協働事業を紹介し両事業者が連携を図りながら支援を継続していく。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は本人支援にかかるプランを作成し、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者としての支援方針について重層的支援会議で協議を行う。
- なお、相談者の中には、外に出たり特定の人以外からの支援を受け入れることが難しい人も多い。このような場合、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は引き続き自宅訪問や同行支援を行い、支援関係機関から支援を受けることに関して前向きに受け入れられるように支えていくことが重要である。

6. 終結

- 本人にとって適切な支援関係機関につなぐことができた段階で、支援は終結となる。

(4) 参加支援事業

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

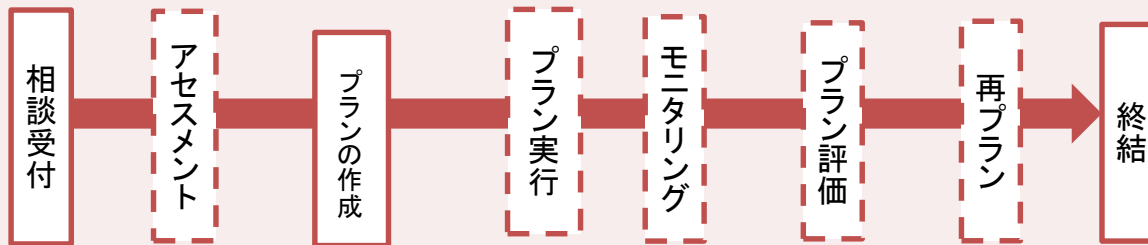
(取組例)

- ・生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- ・就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空床を活用し契約による入所を実施する

参加支援事業の支援フロー

- 参加支援事業とは、介護・障害・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 基本的には、参加支援事業の利用は、多機関協働事業でアセスメントを行ったのち、参加支援事業の利用が求められると判断された場合につながるものとする。

一〇六条の四第2項第5号
多機関協働事業



(法第106条の4
第2項第6号)

多機関協働事業によるプラン作成前であっても、参加支援事業が早期に関わる方が良い場合には、本人との関わりを開始することもある。

重層的支援会議

支援決定

一〇六条の四第2項第2号
参加支援事業



(法第106条の4
第2項第6号)

1. 基本的考え方

- 既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 参加支援事業も、市町村全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものである。

2. 支援対象者

- 既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などが想定される。
- 具体例としては、
 - ・世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
 - ・発達障害の疑いがある者等で障害サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人

3. 支援の展開

(1) 相談受付

- ❑ 参加支援事業の利用は、多機関協働事業でアセスメントを行い事業の利用が必要であると重層的支援会議で判断された場合に利用開始となる。
- ❑ ただし、参加支援事業が早期に関わった方が良い場合には、重層的支援会議における支援決定の前から本人との関わりを始めることもある。

(2) プラン作成

- ❑ 参加支援事業者は、相談受付を行ったのち、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、基本的にはプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- ❑ プランは、人や地域とつながりの希薄といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために、個別支援を目的として作成する。
- ❑ 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために、本人に合った目標を設定し、そのために参加支援事業者やその他の関係者が取り組むことを記載する。

(3) 支援の実施

- ❑ 参加支援事業による支援内容は大きく2つの要素に分かれる。
- ❑ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行う（資源開拓・マッチング）
- ❑ 本人に対する定着支援と受け入れ先（企業など）への支援を行う（定着支援・フォローアップ）
- ❑ 前者については、相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、信頼関係を構築していくことが重要である。

(4) 終結

- ❑ 本人が望む社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、一旦（プランに基づいた）支援は終結となる。
- ❑ ただし、参加支援事業を利用する人の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識し、定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけを行う必要がある。

4. 具体的な支援内容と留意点

(1) 資源開拓・マッチング

- ❑ 参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことも多いことに配慮する必要がある。
- ❑ 支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくる。

（具体的な例）

- ・ 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる
 - ・ 経済的な困窮状態になく一時的な住まいの確保が困難な人を、一時生活支援事業が受け入れる
 - ・ 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う
- ❑ 例えば、参加の場や働く場とのマッチングを行う場合には、受け入れ先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。その際、働く場であれば、受け入れ先に業務の切り出しなどを提案するなど、多様な支援メニューを作ることが重要である。
 - ❑ また、日頃から地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援機関とつながりを作り、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をしたり関係づくりを行う。

(2) 定着支援・フォローアップ

- 安定的な居住の確保にかかる支援の場合は、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターの確保や、新たな環境に適応できているか等をゆるやかに見守るといった定着支援が求められる。
- また、参加の場や就労の場にかかる支援の場合には、直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- このほか、受け入れ先の事業所も、本人との関わり方に悩んでいる場合もあることから、事業所の意向等も確認しつつ、本人と受け入れ先の間の環境調整を行う。

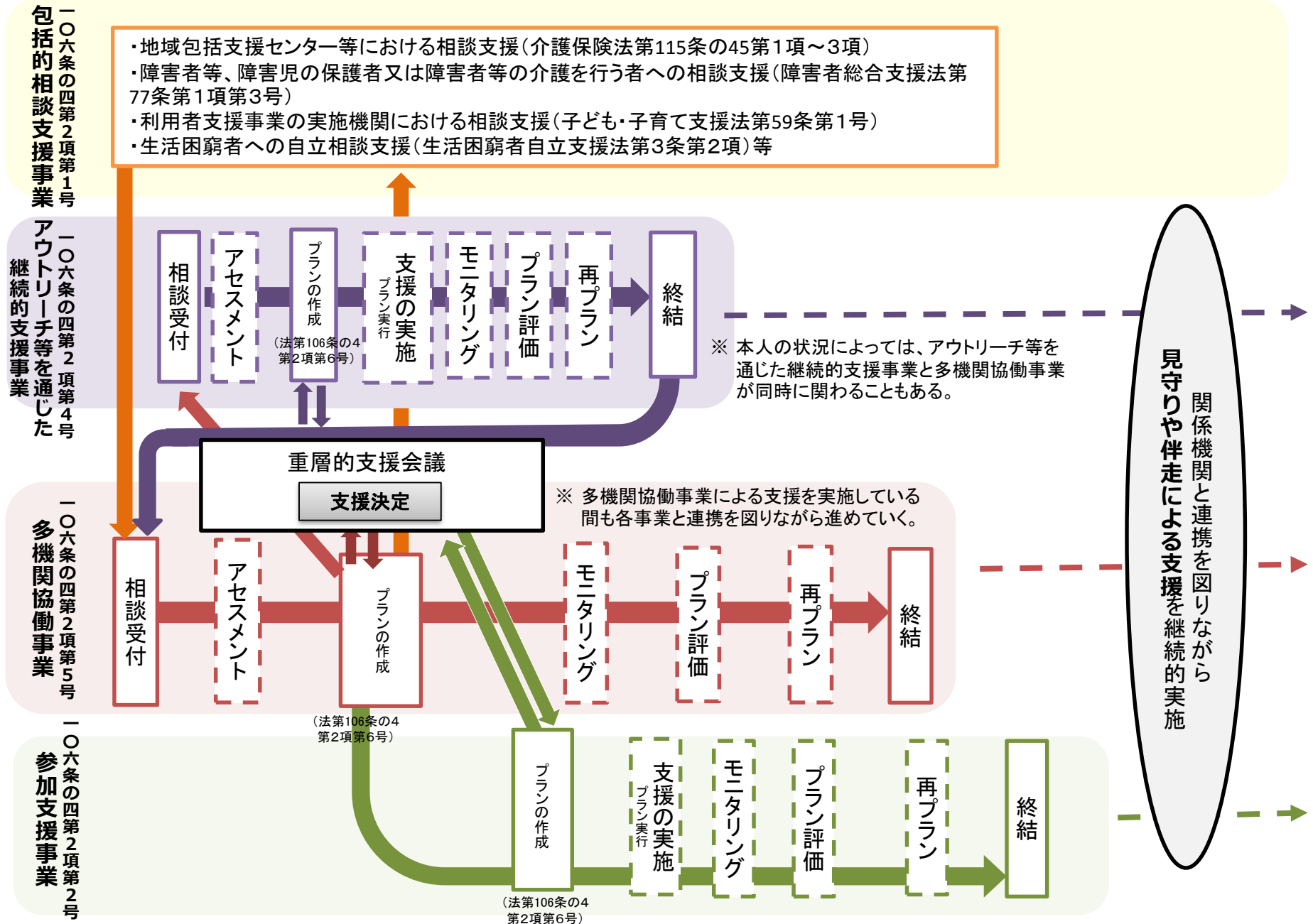
5. 地域における福祉サービスとの連携について

- 社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられるが、実際に支援を進める際には、狭間のニーズを有する人に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスに対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する人の受け皿として機能していくことを支援する観点が必要である。
- 既存の福祉サービスの中で受け入れを行う際には、以下の考え方に基づく範囲内の活用であり、当該サービスの本来業務に支障のない範囲であれば、狭間のニーズを有する人に対する支援が可能である。
 - ・ 入所施設、居住系サービス・・・居住に課題を抱える者（住居確保要配慮者など）
 - ・ 通所施設・・・社会参加・日常生活に課題を抱える者
 - ・ 就労支援サービス・・・就労に課題を抱える者

※具体的な基準等については、厚労省より通知予定

- なおこの際、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、多様化する地域課題に対する社会福祉法人の積極的な取組の促進を行うことも重要である。

重層的支援体制整備事業における支援フロー（イメージ）



3. 重層的支援会議について

1. 役割

重層的支援会議は、大きく分けて次の4つの役割を果たすものとする。

① プランの適切性の協議

- ・ 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したプランについて、自治体や、適切な支援関係者が参加して合議のもとで適切性を判断する。

② 支援提供者によるプランの共有

- ・ 支援提供者が、支援方針、支援内容、役割分担などについて共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標などを共有し、支援提供者の役割を明確化する。

③ プラン終結時等の評価

- ・ プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、各事業の支援を終結するかどうかを検討する。

④ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

- ・ 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

<留意事項>

- ・ 「④社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討」については、個々のプランを検討する中で把握できるものと考えているが、これらについて重層的支援会議の中で十分に議論する時間を確保することは困難な場合も考えられる。
- ・ したがって、重層的支援会議においては、課題の整理と認識の共有にとどめ、別途、地域の諸課題と社会資源の開発について協議する場など設けて対応することも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

2. 開催方法

- ❑ 重層的支援会議の開催方法は、検討件数や参加者によって、定期開催や随時開催、もしくはそれらの併用が考えられる。
- ❑ 定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整などの必要がないなどの利点がある。随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できるという利点がある。
- ❑ いずれの方法においても、それぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要があるケースなどは随時の会議で検討するなど、両者の方法を併用することも考えられる。
- ❑ 対面による会議開催が困難な場合（地理的要因などにより支援関係者が一堂に会することが困難、感染症の流行の際にいわゆる三つの密を避ける必要があるときなど）、また、関係者の負担軽減の観点からより効率的に会議を運営する必要がある場合は、ICT等を活用してオンラインにより開催することも考えられる。
- ❑ 地域には生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会など様々な会議体が存在している。とりわけ、小規模な自治体においては、会議の参加者はどの分野でもそれほど変わらないことが多いことも考えられることから、既存の会議体の内容を精査し、既存の会議と時間を切り分ける等した上で、支援会議として活用することも効果的・効率的であると考えられる。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある。

3. 重層的支援会議の参加者

- ❑ 参加が必ず求められる者は、多機関協働事業者と自治体職員である。
- ❑ また、重層的支援会議で検討する中で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合もあることから、原則として両事業者も参加することが望ましい。
- ❑ また、事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人や世帯を取り巻く地域の関係者や地域住民などの参加も望ましい。ただし、会議開催の構成員を増やしたために会議の機動性が低下したり、事務負担が大きくなることのないよう、十分に配慮することが重要である。
- ❑ 参加者の検討にあたっては、福祉分野以外の関係者の参加も検討することにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待される。
- ❑ いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することが望ましい。また、支援や終結の判断の妥当性が適切に検討・協議できる構成員とすることが重要である。
- ❑ 本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられる。その際、相談者によっては、多くの人の前で話することに慣れていなかったり、精神状態が不安定であることなどから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければならない。
- ❑ なお、重層的支援会議の参加者は、毎回同じである必要はなく、事例によって参加者を変えるなどの柔軟な対応が可能であり、事例の緊急度や困難度を踏まえた適切な開催が重要である。

4. 会議の主催・実施

- ❑ 重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催する。
- ❑ また、支援関係機関の招集を円滑に行うため、招集については自治体に関与することも考えられる。
- ❑ 自治体職員については、法に基づく事業の利用について支援決定を行う。当初想定していなかったものの、重層的支援会議の議論の結果、支援決定が求められる場合も考えられることから、原則としては、全ての重層的支援会議に参加をするものとする。
- ❑ なお、法に基づく事業とは、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のことを指す。

5. 開催のタイミング

- 重層的支援会議の開催は、以下3つのタイミングで必ず開催する必要がある。
多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による、
 - ① プラン策定時
 - ② 再プラン策定時
 - ③ 支援の終結時
 - ④ 支援の中断時(※)
- このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められる。なお、そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、ケース会議や事例検討といった形態で適宜開催することも考えられる。
 - ※ 支援の中断時は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものである。しかしながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報集を行ったり、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかえることが重要である。

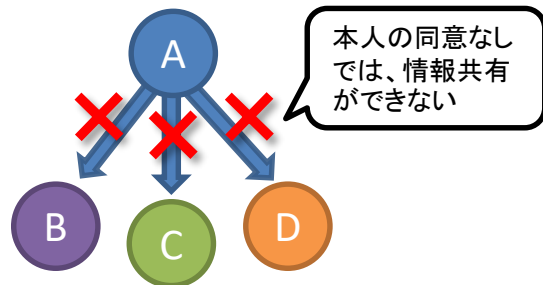
＜参考＞支援会議について（第106条の6 関係）

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、支援機関等の関係者により構成される会議である「支援会議」を組織することができ、円滑な事業実施のための情報交換や、地域住民が日常生活や社会生活を営むための支援体制に関する検討を行う。

構成員のイメージ

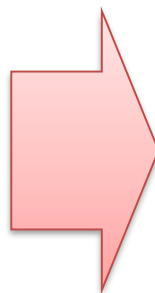
行政機関（労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等）、各分野の相談支援機関やコーディネーター、サービス提供事業者、医療機関、協同組合、学校、NPO、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア等の活動団体、専門職団体、民間企業 等

本人同意がない場合

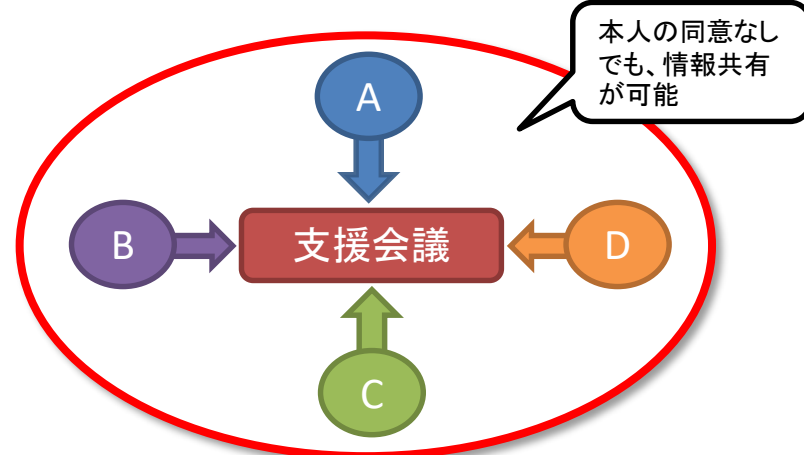


○ 守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意がない場合には、他部局・機関との情報共有が困難

○ 世帯内に分野横断的な複数の課題が存在する場合に、支援への支障が生じやすい



「支援会議」の実施により



○ 守秘義務の規定により、本人の同意がない場合にも、他部局・機関との情報共有が可能

○ 運営方法については、今後手引きを作成

<参考>各種会議について

支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
 - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ 支援提供者によるプランの共有
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

4. プラン作成の考え方

1. 多機関協働事業におけるプラン作成の考え方

- プランは、本人に対する支援を、複数の支援関係機関がひとつのチームとして円滑に支援を進めることを目的として作成するものである。
- したがって、プランに記載する内容は、支援の方向性や各支援関係機関が実施する事項（支援関係機関の役割）などである。

2. 参加支援事業におけるプラン作成の考え方

- 人や地域とつながりの希薄といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために行う、個別の相談支援の内容を記載したプランを作成する。
- 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために、本人に合った目標を設定し、そのために参加支援事業者やその他の関係者が取り組むことを記載する。

3. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業におけるプラン作成の考え方

【本人に会う前（本人同意を得る前）】

- ひきこもり状態にあるなどして、本人と直接会うことができない状況の中で、本人との関係性やつながりづくりに向けてどのように働きかけるか、といった視点からのプランを作成する。
※ 個人情報の共有にかかる本人同意（利用申込への同意）を得ることができる前であるため、支援会議にプランを諮り、支援の妥当性を協議することとなる。

【本人と会った後（本人同意を得た後）】

- 本人と直接会うことができた場合には、その後適切な支援機関につなげるための支援について記載したプランを作成する。
※ 個人情報の共有にかかる本人同意（利用申込への同意）を得た後であることから、重層的支援会議にプランを諮り、関係者と支援の方向性を協議し、各々の支援機関が実施する支援内容を検討する。